旭 財 第 5 8 号 令和2年8月17日

各主管の長

副 市 長

旭川市補助金交付基準の適正な運用について(通知)

補助金については、旭川市補助金交付基準(平成16年7月26日付け旭財第99号)及び補助金の実績報告に係る確認の徹底等について(平成23年10月12日付け旭財第55号)に基づき、適正な交付及び執行を図っているところであるが、令和元年度の包括外部監査の結果に関する報告書(補助金に係る事務の執行について)において、概算払の必要性の検討などについて指摘又は意見を受けたところである。

特に、補助金の支出については通常払(精算払)が原則であり、必要がある場合に特例として概算払が認められるものである。

したがって、概算払の必要額がある場合には、その判断に必要となる資金収支 計画等の資料の提出を必ず求めた上で、必要性や金額、時期について厳密に審査 し、明確な理由を持って概算払を行うよう、改めて通知する。

今回の指摘や意見を踏まえ、旭川市補助金交付基準の適正な運用を図るよう、 改めて所属職員に徹底すること。